

出資等適正化調査委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成22年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

出資等適正化調査委員会規程を廃止する訓令

出資等適正化調査委員会規程（昭和43年岩手県訓令第26号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成22年2月2日から施行する。